

審決取消請求事件

[平成30年3月29日判決（知財高裁） 平成29年（行ケ）第10095号](#)

キーワード：2つの段階を経て本件発明に至る場合の容易性／阻害要因

担当 弁理士 武田啓

1. 事案の概要

原告が被告の本件特許に対し特許無効審判を請求したところ、特許庁は、請求不成立の審決をした。原告は、これを不服として審決取消訴訟を提起した。

2. 結論

請求棄却（審決維持）

3. 本件特許

発明の名称：美容器

登録番号：特許第5847904号

出願日：平成26年9月26日

（原出願日：平成23年11月16日）

登録日：平成27年12月4日

4. 本件発明

【請求項1】

基端においてハンドルに抜け止め固定された支持軸と、
前記支持軸の先端側に回転可能に支持された回転体とを備え、その回転体により身体に対して美容的作用を付与するようにした美容器において、

前記回転体は基端側にのみ穴を有し、回転体は、その内部に前記支持軸の先端が位置する非貫通状態で前記支持軸に軸受け部材を介して支持されており、

軸受け部材は、前記回転体の穴とは反対側となる先端で支持軸に抜け止めされ、

前記軸受け部材からは弾性変形可能な係止爪が突き出るとともに、軸受け部材は係止爪の前記基端側に鏝部を有しており、同係止爪は前記先端側に向かうほど軸受け部材における回転体の回転中心との距離が短くなる斜面を有し、

前記回転体は内周に前記係止爪に係合可能な段差部を有し、前記段差部は前記係止爪の前記基端側に係止されるとともに前記係止爪と前記鏝部との間に位置することを特徴とする美容器。

5. 争点

容易想到性の判断に誤りがあるか。

6. 裁判所の主な判断（下線は筆者）

（1）容易想到性の判断について

前記1（2）の認定事実によれば、甲1発明は、従来の美容マッサージ器においてはマッサージ部材の表面の弾性変形が極めて僅かであって十分な吸引作用が得られなかったという課題を解決するものであり、甲1発明のマッサージ部材は、ゴム状弾性材料からなり、全体が柔軟に変形する程度の弾性を有するものと認められる。そして、このようなマッサージ部材に対し、本件従来軸受を適用した場合には、当事者双方が各準備書面で示した上記2つの図（原告準備書面（2）11頁、被告準備書面（1）12頁から各引用）のとおり、弾性片の先端は、マッサージ部材の板状の突出部に係合するにとどまり、弾性片の先端側には筒体が存在しないため、マッサージ部材の筒体の内部に空隙が生じることになる。マッサージ部材は、全体が柔軟に変形する程度の弾性を有するものであることは、上記認定のとおりであるから、マッサージ部材を皮膚等に当接させた場合には、皮膚からの反力に十分に対抗するようにこれを支持することができなくなることは、明らかである。

すなわち、マッサージ部材に対して本件従来軸受を適用する場合には、マッサージ部材の基端側の板状の突出部のみが本件従来軸受により挟持されて支持されており、両者が強固に接続されているとはいえない。そうすると、マッサージ部材を皮膚に押し当てて回転させて、環状突出部を僅かに圧縮させて凹所内の空気を僅かに排出させ、かつ、離れる場合に凹所内を真空にさせるという作用効果を奏すると認めることは困難であり、十分な美容作用やマッサージ作用を得ることができず、甲1発明の技術思想に反することは明らかである。

したがって、甲1発明に本件従来軸受を適用することは、甲1発明の技術思想に反することになるから、当業者は、甲1発明に本件従来軸受を適用することを容易に想到することができないと認めるのが相当である。

（2）原告の主張について

原告は、甲1発明の筒体については、軸受として機能していることから、弾性片とフランジ部とを有する周知の軸受け部材の用途が限定されないという出願時の技術水準のほか、フランジ部を用いる軸受け部材が美容器に用いられているという出願時の技術水準を考慮すれば、当業者は、筒体以外の軸受である本件従来軸受の軸受け部材を用いてマッサージ部材を回転可能に軸に支持することを容易に想到することができるものであり、このような場合において、マッサージ部材の内周の空隙が存在したとしてもマッサージ部材を用い

たマッサージに何らの支障もなく、適宜、マッサージ部材の内周を小さくして軸受け部材の先端部に当接させ、又は軸受け部材の先端部を長軸に延長してマッサージ部材内周と当接させ、あるいは、その両方により両者を当接させることができ、これらの改変はいずれも設計事項であるなどと主張する。

原告の主張によれば、まず、甲1発明に本件従来軸受を適用し、次に、マッサージ部材の内周を小さくして軸受け部材の先端部に当接させ、又は軸受け部材の先端部を長軸に延長してマッサージ部材の内周と当接させ、あるいは、その両方により両者を当接させることによって、マッサージ部材と本件従来軸受との接続を強固にして剛性を確保する必要があるため、本件発明の構成に至るには、2つの段階を経る必要がある。

しかしながら、当業者にとって、甲1発明に公知技術である本件従来軸受を適用した上、更にその構造に改変を加え、2つの段階を経て本件発明の構成に至ることは、格別の努力を要するものといえるから、通常、容易になし得ることではない。

以上